

検討すべき論点

1 危険運転致死傷罪の適用範囲の拡大

(1) 【対応・方策1】

危険運転致死傷罪における危険運転行為と同等の悪質性・危険性を有する運転行為について、新たに危険運転行為として追加する。

- 通行が禁止された場所の通行
 - ・ 対象とすべき場所（一方通行や高速道路の逆走，道路の右側部分の通行，通行禁止道路の通行等）
 - ・ 構成要件として必要な要素（速度，人や他車との関係等）
- 一定の病気の影響による運転
 - ・ 対象とすべき病気の種類（てんかん等）
 - ・ 構成要件として必要な要素（運転行為の危険性の程度，認識の内容・対象等）

(2) 【対応・方策2】

危険運転行為と同等とまではいえないが悪質性・危険性の高い運転行為により人を死傷させた場合について，自動車運転過失致死傷罪よりも重い法定刑とする罰則規定を設ける。

現行法上の危険運転行為に至らない程度の

- アルコールを摂取した上での運転
 - ・ 構成要件として必要な要素（運転行為の危険性の程度，認識の内容・対象等）
- 薬物を摂取した上での運転
 - ・ 構成要件として必要な要素（運転行為の危険性の程度，認識の内容・対象等）

2 人の死傷との間に直接的な原因関係が存しない類型の罰則整備

【検討課題】

従来よりも重い処罰が可能となるような規定を設けることができるか。

- 無免許運転
 - ・ 道路交通法上の無免許運転罪との併合罪による処罰よりも重い処罰を可能とする根拠（責任や違法性等）
 - ・ 対象とすべき場合（免許を取得したことがない場合，免許を取り消された場合，免許を停止された場合，国際運転免許証等を所持しない場合，偽りその他不正の手段により免許を取得した場合等）
- 無保険車の運転
 - ・ 自動車損害賠償保障法上の無保険車運行罪との併合罪による処罰よりも重い処罰を可能とする根拠（責任や違法性等）
- 無車検車の運転
 - ・ 道路運送車両法上の無車検車運行罪との併合罪による処罰よりも重い処罰を可能とする根拠（責任や違法性等）
- ひき逃げ
 - ・ 道路交通法上の救護義務違反の罪との関係
 - ・ 「逃げ得」といわれる状況への対応の在り方